

「特別養護老人ホーム牧之原むつみ園」重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。
(鹿児島県指定 第 4676200043 号)

当施設はご利用者に対して指定介護福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、ご利用上ご注意くださいことを次の通り説明します。

※当施設への入居は、原則として要介護認定の結果「要介護度 3」以上と認定された方が対象となります。「要介護度 1 又は 2」の方は、状態により特例的な施設への入所（特例入所）が認められます。要介護認定をまだ受けていない方でも入居は可能です。

◆◆目次◆◆

1. 施設経営法人	1
2. ご利用施設	2
3. 居室の概要	2
4. 職員の配置状況	3
5. 当施設が提供するサービスと利用料金	3
6. 施設を退所していただく場合（ご利用の終了について）	12
7. 残置物引取人	14
8. 苦情の受付について	15
9. 個人情報の利用について	16
10. 虐待防止について	16

1. 施設経営法人

- | | |
|-----------|-------------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 明德会 |
| (2) 法人所在地 | 鹿児島県霧島市福山町福沢 4611 番地 |
| (3) 電話番号 | 0 9 9 5 - 5 6 - 2 2 3 4 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 東田 悟 |
| (5) 設立年月 | 昭和 4 8 年 1 月 2 3 日 |

2. ご利用施設

- (1) 施設の種類 指定介護老人福祉施設・平成12年4月1日指定鹿児島県4676200043号
- (2) 施設の目的 要介護状態にある40歳以上の要介護者が、自宅で介護サービスを受けながら生活を継続することが困難な場合に、入居して介護サービスを受け、生活を安定させることを目的とする施設である。
- (3) 施設の名称 特別養護老人ホーム 牧之原むつみ園
- (4) 施設の所在地 鹿児島県霧島市福山町福沢4611番地
- (5) 電話番号 0995-56-2234
- (6) 施設長(管理者)氏名 東田 悟
- (7) 当施設の運営方針
老人福祉の理念に基づき利用者に対する敬愛の精神を忘れることなく、安心、満足できる生活の場、家庭の延長としての環境条件を整えるとともに、真心のこもったサービスの提供に努め、社会性豊かなホーム作りを目指す。
- (8) 開設年月 昭和48年3月26日
- (9) 入居定員 90人

3. 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、ご利用者の心身の状況や居室の空き状況により決定いたします。

居室・設備の種類	室数	備考
1人部屋	90室	専用(洗面所、ベッド、床頭台等)
合 計	90室	冷暖房完備
食堂兼リビング		流し台、冷蔵庫、電子レンジ、テレビ
機能訓練室	1室	[主な設置機器] 平行棒・物理療法機器等
浴室	2室	個浴
浴室	3室	リフト浴
浴室	3室	特殊浴槽
医務室	1室	

※ 上記は、厚生労働省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務づけられている施設・設備です。

☆居室の変更：ご利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご利用者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

☆居室に関する特記事項

個室内に、テレビ端子、足元ライト、洗面所を設置してあります。

個室外にトイレ・洗面所を設置してあります。

4. 職員の配置状況

当施設では、ご利用者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤換算	指定基準
1. 施設長（管理者）	1名	1名
2. 介護職員	28名以上	28名
3. 生活相談員	1名以上	1名
4. 看護職員	3名以上	3名
5. 機能訓練指導員	1名以上	1名
6. 介護支援専門員	1名以上	1名
7. 医師	1名以上	（非常勤）1名
8. 栄養士	1名	1名

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。

（例）週40時間勤務の職員が1名の場合、常勤換算では、1名となります。

週20時間勤務の職員が1名の場合、常勤換算では、0.5名となります。

〈主な職種の勤務体制〉

職種	勤務体制
1. 医師	毎週 火曜日
2. 介護職員	標準的な時間帯 早 出： 7：30～16：30 日 勤： 8：30～17：30 遅 出：10：00～19：00 超遅出：13：30～22：30 夜 勤：22：30～ 7：30
3. 看護職員	標準的な時間帯 日中： 8：30～17：30
4. 機能訓練指導員	毎週 月～金曜日 8：30～17：30

※介護職員は、ユニットの入居者の状況により日勤帯の出勤時間を定めています。

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

- | |
|---|
| （1）利用料金が介護保険から給付される場合
（2）利用料金の全額をご利用者に負担いただく場合 |
|---|

（１）当施設が提供する基準介護サービス

以下のサービスについては、居住費、食費を除き 9 割、8 割又は 7 割が、介護保険から給付されます。

＜サービスの概要＞

①食事

- ・当施設では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご利用者の自立支援のため離床して食堂兼リビングにて食事をとっていただくことを原則としています。
- ・朝食：8：00～9：00 昼食：12：00～13：00 夕食：18：00～19：00
（食事の時間は、本人の希望や状態により変わることがあります。）

②入浴

- ・入浴又は清拭を週 2 回行います。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤健康管理

- ・医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑥口腔ケア

- ・口腔ケアマニュアルに沿って口腔内ケアを行います。

⑦その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

＜サービス利用料金（1日あたり）＞

下記の料金表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と居住費（滞在費）・食費の合計金額をお支払い下さい。
（サービスの利用料金は、ご利用者の要介護度及び介護保険負担割合証に記載された負担割合、1 割～3 割分に応じて異なります。）

< 1 割負担 >

1. ご利用者の要介護度とサービス利用料金	要介護度 1 6,700 円	要介護度 2 7,400 円	要介護度 3 8,150 円	要介護度 4 8,860 円	要介護度 5 9,550 円
2. うち、介護保険から給付される金額	6,030 円	6,660 円	7,335 円	7,794 円	8,595 円
3. サービス利用に係る自己負担額（1－2）	670 円	740 円	815 円	886 円	955 円
4. 日常生活継続支援加算	46 円／日				
5. 看護体制加算Ⅰ	4 円／日				
6. 看護体制加算Ⅱ	8 円／日				
7. 夜勤職員配置加算Ⅳ	21 円／日				
8. 個別機能訓練加算Ⅰ	12 円／日				
9. 個別機能訓練加算Ⅱ	20 円／月				
10. 栄養マネジメント強化加算	11 円／日				
11. 科学的介護推進体制加算Ⅱ	50 円／月				
12. 協力医療機関連携加算	50 円／月				
13. 高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ	10 円／月				
14. 高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ	5 円／月				
15. 口腔衛生管理加算Ⅱ	110 円／月				
16. 居室に係る自己負担額	2,066 円／日				
17. 食事に係る自己負担額	1,445 円／日				
18. 自己負担日額合計 （3+4+5+6+7+8+10+16+17）	4,283 円	4,353 円	4,428 円	4,499 円	4,568 円
19. 介護職員等処遇加算Ⅱ （30 日の場合） ※所定単位数×13.6%	3,183 円	3,469 円	3,775 円	4,064 円	4,346 円

※「所定単位数」＝総単位数（基本サービス費+各種加算・減算）

< 2 割負担 >

1. ご利用者の要介護度とサービス利用料金	要介護度 1 6,700 円	要介護度 2 7,400 円	要介護度 3 8,150 円	要介護度 4 8,860 円	要介護度 5 9,550 円
2. うち、介護保険から給付される金額	5,360 円	5,920 円	6,520 円	7,088 円	7,640 円
3. サービス利用に係る自己負担額（1－2）	1,340 円	1,480 円	1,630 円	1,772 円	1,910 円
4. 日常生活継続支援加算	92 円／日				
5. 看護体制加算Ⅰ	8 円／日				
6. 看護体制加算Ⅱ	16 円／日				
7. 夜勤職員配置加算Ⅳ	42 円／日				
8. 個別機能訓練加算Ⅰ	24 円／日				

9. 個別機能訓練加算Ⅱ	40 円／月				
10. 栄養マネジメント強化加算	22 円／日				
11. 科学的介護推進体制加算Ⅱ	100 円／月				
12. 協力医療機関連携加算	100 円／月				
13. 高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ	20 円／月				
14. 高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ	10 円／月				
15. 15. 口腔衛生管理加算Ⅱ	220 円／月				
16. 16. 居室に係る自己負担額	2,066 円／日				
17. 17. 食事に係る自己負担額	1,445 円／日				
18. 18. 自己負担日額合計 (3+4+5+6+7+8+10+16+17)	5,055 円	5,195 円	5,345 円	5,487 円	5,625 円
19. 19. 介護職員等処遇加算Ⅱ (30 日の場合) ※所定単位数×13.6%	6,366 円	6,937 円	7,549 円	8,129 円	8,692 円

※「所定単位数」＝総単位数（基本サービス費+各種加算・減算）

< 3 割負担 >

1. ご利用者の要介護度とサービス利用料金	要介護度 1 6,700 円	要介護度 2 7,400 円	要介護度 3 8,150 円	要介護度 4 8,860 円	要介護度 5 9,550 円
2. うち、介護保険から給付される金額	4,690 円	5,180 円	5,705 円	6,202 円	6,685 円
3. サービス利用に係る自己負担額（1－2）	2,010 円	2,220 円	2,445 円	2,658 円	2,865 円
4. 日常生活継続支援加算	138 円／日				
5. 看護体制加算Ⅰ	12 円／日				
6. 看護体制加算Ⅱ	24 円／日				
7. 夜勤職員配置加算Ⅳ	63 円／日				
8. 個別機能訓練加算Ⅰ	36 円／日				
9. 個別機能訓練加算Ⅱ	60 円／月				
10. 栄養マネジメント強化加算	33 円／日				
11. 科学的介護推進体制加算Ⅱ	150 円／月				
12. 協力医療機関連携加算	150 円／月				
13. 高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ	30 円／月				
14. 高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ	15 円／月				
15. 口腔衛生管理加算Ⅱ	330 円／月				

16. 居室に係る自己負担額	2,066 円／日				
17. 食事に係る自己負担額	1,445 円／日				
18. 自己負担日額合計 (3+4+5+6+7+8+10+16+17)	5,827 円	6,037 円	6,262 円	6,475 円	6,682 円
19. 介護職員等処遇加算Ⅱ (30 日の場合) ※所定単位数×13.6%	9,549 円	10,406 円	11,324 円	12,193 円	13,038 円

※「所定単位数」＝総単位数（基本サービス費+各種加算・減算）

- ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、ご利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。
- 居室と食事に係る費用について

- ① 滞在費に要する費用（室料+光熱水費） 料金（個室）：1日あたり 2,066 円
この施設及び設備を利用し、滞在されるにあたり、個室利用として室料と光熱水費相当額をご負担していただきます。

※ 外出・外泊・入院を要する場合も居住費は徴収いたします。

※ 外泊時費用を算定中は、（ひと月 6 日以内、月をまたぐ場合最高 12 日間）限度額が適用されますが、上記期間を超える場合は、基準額の 1 日 2,066 円を徴収いたします。

- ② 食事の提供に要する費用（食材料費及び調理費） 料金：1日あたり 1,445 円
利用者に提供する食事の材料費及び調理費にかかる費用をご負担していただきます。
※室料・滞在費と食事に係る費用について、負担限度額認定を受け施設に提示している場合には、認定証に記載している負担限度額とします。

- 以下の加算・費用について、介護保険負担割合証に 2 割又は 3 割と記載された方は、自己負担額は単位数×2 倍又は 3 倍の計算になります。

☆外泊時費用について、ご利用者が入院又は外泊をした場合において、1 ヶ月につき 6 日以内、月をまたがる場合には、最高 12 日以内を限度として、1 日につき 246 単位を所定単位数に代えて算定します。

☆初期加算について、ご利用者が入居されてから 30 日間に限って、1 日につき 30 単位をお支払いいただきます。また、30 日を越える病院または診療所への入院後に再入居した場合も 1 日につき 30 単位をお支払いいただきます。

☆栄養マネジメント強化加算について、入所者ごとの継続的な栄養管理を強化して実施した場合、栄養マネジメント強化加算として、1 日につき 11 単位を所定単位数に加算し

ます。

☆科学的介護推進体制加算Ⅱについて、入所者ごとの基本的な情報を厚生労働省に提出することで月 50 単位を所定単位数に加算します。

☆個別機能訓練加算Ⅰについて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の看護職員を配置、個別訓練計画を作成実施した場合は 1 日につき 12 単位を所定単位数に加算します。

☆個別機能訓練加算Ⅱについて、個別機能訓練加算Ⅰを算定し、入所者ごとの個別機能訓練計画書の内容等の情報を厚生労働省に提出することで、月 20 単位を所定単位数に加算します。

☆日常生活継続支援加算について、新規入所者総数のうち、要介護 4・5 の割合が 70%以上又は、認知症日常生活自立度がⅢ以上の割合が 65%以上、あるいは、入所者のうちたん吸引等を必要とする者が 15%以上のいずれかで、介護福祉士を入所者の数が 6 又はその端数を増すごとに 1 以上配置しているため、1 日につき 46 単位を所定単位数に加算します。

☆看護体制加算Ⅰ：常勤の看護師を 1 名以上配置しているため 1 日につき 4 単位を所定単位数に加算します。

☆看護体制加算Ⅱ：看護職員を基準以上配置し、24 時間の連携体制を確保しているため、1 日につき 8 単位を所定単位数に加算します。

☆夜勤職員配置加算Ⅳ：夜勤時間帯（16：30～8：30）の勤務者数を確保しており喀痰吸引等の業務の登録者を 1 名以上配置し、基準を満たしているため、1 日につき 21 単位を所定単位数に加算します。

☆安全対策体制加算は、事故発生の防止のための指針の作成・委員会の開催・従業者に対する研修の実施及びこれらを適切に実施するための担当者の配置を備えた体制に加えて、当該担当者が安全対策に係る外部の研修を受講し、組織的に安全対策を実施する体制を備えている場合に、入所初日に限り 20 単位を加算します。

☆介護職員等処遇改善加算Ⅱについては、1 月につき所定単位数×13.6%で算出された単位数を加算します。《「所定単位数」＝総単位数（基本サービス費+各種加算・減算）》

☆若年性認知症受入加算について、若年性認知症利用者ごとに、個別に担当者を定め、その者を中心にサービスを提供した場合、1 日につき 120 単位を所定単位数に加算します。

☆退所前後及び退所時や退所前の連携を行った場合、下記単位を所定単位数に加算します。

- ① 退所前訪問相談援助加算 460 単位 ② 退所後訪問相談援助加算 460 単位
- ③ 退所時相談援助加算 400 単位 ④ 退所前連携加算 500 単位

☆経口移行加算について、経管より食事を摂取する入居者について、経口摂取を進めるために、医師又は歯科医師の指示に基づく栄養管理を行った場合は 180 日を限度として 1 日 28 単位を所定単位数に加算します。

☆経口で食事が摂取できるが摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる者に対し、他職種協働により摂食・嚥下機能に配慮した経口維持計画を作成実施した場合に、1 月につき

所定単位を加算します。

- ・経口維持加算Ⅰ〈著しい誤嚥が認められる者〉400 単位
 - ・経口維持加算Ⅱ〈誤嚥が認められる者〉100 単位
- } 算定は原則 6 ヶ月まで

☆療養食加算について、医師の発行する食事せんに基づく療養食(※)を提供した場合は、1 食を 1 回（1 日 3 食を限度）とし、6 単位×食数を所定単位数に加算します。

※ 療養食：糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特別な場合の検査

☆口腔衛生管理加算Ⅱについては、入所者ごとの口腔衛生等の管理に係る情報を厚生労働省に提出し、歯科衛生士が口腔衛生の管理を行い、介護職員へ具体的な技術的助言及び指導を行った場合に、月 110 単位を所定単位数に加算します。

☆協力医療機関連携加算については、協力医療機関との間で、入所者等の同意を得て、当該入所者等の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催することで、月 50 単位を所定単位数に加算します。

☆高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰについては、診療報酬における感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関又は、地域の医師会が定期的に行う院内感染対策に関する研修又は訓練に 1 年に 1 回以上参加することで、月 10 単位を所定単位数に加算します。

☆高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱについては、診療報酬における感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3 年に 1 回以上施設内で感染が発生した場合の感染抑制等に係る実施指導を受けることで、月 5 単位を所定単位数に加算します。

◇当施設の居住費・食費の負担額（1 日あたり）

軽減を受けられるのは、次のいずれにも該当する方です。

- (1) 本人及び同一世帯の方全てが市町村民税世帯非課税者であること。
- (2) 本人の配偶者（別世帯も含む）が市町村民税非課税者であること。
- (3) 各利用者負担区分で設定された預貯金額等合計額、かつ、単身での金額、夫婦での金額が対象者であること。

〔単位：円／日〕

対象者		利用者負担区分	居住費	食費
			ユニット個室	
市町村民税非課税世帯（配偶者も非課税）で、	老齢福祉年金受給者、生活保護受給者。かつ、（預貯金等が単身で 1,000 万円、夫婦で 2,000 万円以下）	第 1 段階	8 8 0	3 0 0
	課税年金収入額と非課税年金収入及び合計所得金額の合計が 80 万 9 千円以下の方。かつ、（預貯金等が単身で 650 万円、夫婦で 1,650 万円以下）	第 2 段階	8 8 0	3 9 0
	課税年金収入額と非課税年金収入及び合計所得金額の合計が 80 万 9 千円超 120 万円以下の方。かつ、（預貯金等が単身で 550 万円、夫婦で 1,550 万円以下）	第 3 段階①	1, 3 7 0	6 5 0

	課税年金収入額と非課税年金収入及び 合計所得金額の合計が 120 万円超の方。 かつ、(預貯金等が単身で 500 万円、夫 婦で 1,500 万円以下)	第 3 段階②	1, 3 7 0	1, 3 6 0
	上記以外の方	第 4 段階	2, 0 6 6	1, 4 4 5

(2) (1) 以外のサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

①特別な食事（酒を含みます。）

ご利用者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

利用料金：要した費用の実費

②理美容

美容師の出張による理髪サービス（調髪）をご利用いただけます。

利用料金：実費相当額

③貴重品の管理

ご利用者の希望により、貴重品管理サービスをご利用いただけます。

○管理する金銭の形態：施設の指定する金融機関に預け入れている預金

○お預かりするもの：上記預貯金通帳と金融機関へ届け出た印鑑、年金証書

○保管管理者：施設長

○出納方法： 手続きの概要は以下の通りです。

- ・預金の預け入れ及び引き出しが必要な場合、備え付けの届出書を保管管理者へ提出していただきます。

- ・保管管理者は上記届け出の内容に従い、預金の預け入れ及び引き出しを行います。

- ・保管管理者は年 4 回、預り金の残高をご利用者・ご家族に送付します。（出入金記録簿は事務所にて閲覧してください。）

○利用料金：1 か月当たり **500 円**（手数料）

④レクリエーション、クラブ活動

ご利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

＜例＞

i) 主なレクリエーション行事予定

	行事とその内容（例）	備考
1 月	1 日－お正月（おせち料理をいただき、新年をお祝いします。…）	
2 月	3 日－節分（施設内で豆まきを行います。）	

3月	3日ーひなまつり（おひなさま飾りをつくり、飾り付けを行います。）	★おひなさま飾りの材料代は実費をいただきます。…
4月	上旬ーお花見（施設の庭に大きな桜の木があります。その桜の下でお花見をします。）	

ii)クラブ活動

書道、茶道、華道（材料代等の実費をいただきます。）

⑤複写物の交付

ご利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1枚につき 10円

⑥日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用でご利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

⑦その他の費用

居室で利用されるご本人様の嗜好による品物、新聞や雑誌、テレビ、冷蔵庫等。

居室に持ち込まれる電化製品は、電気使用料を徴収いたします。

※電気使用料は、ワット数により個別に料金を設定いたします。別紙掲示

⑧居室の明け渡しー精算ー

ご利用者が、ご利用終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来のご利用終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金（1日あたり）

ご利用者の要介護度 料金（加算・居住費・ 食費を含む）	要介護度 1 15,064 円	要介護度 2 15,859 円	要介護度 3 16,711 円	要介護度 4 17,518 円	要介護度 5 18,302 円
-----------------------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------

ご利用者が、要介護認定で自立又は要支援と判定された場合 実費相当額

（3）利用料金のお支払い方法

前記（1）、（2）の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月25日までに以下のア・イ・ウいずれかの方法でお支払い下さい。（1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

- ア. 自動口座振替（原則口座振替にてお願いいたします。）振替手数料 132 円
引き落とし日は基本 22 日です。
- イ. 下記指定口座への振り込み（25 日までにお振り込みください）
鹿児島銀行 国分支店 口座名 マキノハラムツミエン リジチョウ ツカダ サトル 理事長 東田 悟
口座番号 309815
- ウ. 窓口での現金支払（25 日までにお支払いください）
※窓口時間 月～金 8 時 30 分～17 時 30 分 土曜日 8 時 30 分～12 時 30 分
（但し、年末年始を除く）

（４）入居中の医療の提供について

医療を必要とする場合（緊急時等の対応を含む。）は、ご利用者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。なお、下記協力医療機関とは現病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催します。（但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、診療・入院治療を義務づけるものでもありません。）

①協力医療機関

医療機関の名称	社会福祉法人 明徳会 牧之原診療所
所在地	鹿児島県霧島市福山町福沢 4608 番地 1
診療科	内科
医療機関の名称	医療法人 美崎会 国分中央病院
所在地	鹿児島県霧島市国分中央 1 丁目 25 番 70 号
診療科	内科 外科 皮膚科 リハビリテーション科
医療機関の名称	医療法人 健康会 霧島記念病院
所在地	鹿児島県霧島市国分福島 1 丁目 5 番 19 号
診療科	内科 整形外科 脳神経外科
医療機関の名称	医療法人 名正 国分脳神経外科
所在地	鹿児島県霧島市国分向花 133 番地 2
診療科	脳神経外科 内科

②協力歯科医療機関

医療機関の名称	榎田歯科医院
所在地	鹿児島県霧島市福山町福山 5150 番地 220
医療機関の名称	医療法人 さくら
所在地	鹿児島県霧島市隼人町見次 1074-1・2

（５）入居中の事故発生・緊急時の対応について

当施設では、指定介護福祉施設サービスの提供を行っているときに利用者に事故や病状の急変等が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、協力病院、主治医と連携して必要な措置を講じます。

6. 施設を退所していただく場合

当施設ではご利用が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設とのご利用は終了し、ご利用者に退所していただくことになります。

① 要介護認定によりご利用者の心身の状況が自立又は要支援・要介護度 1 又は 2 と認定された（特例入所が認められない）場合
--

- ② 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
- ③ 施設の滅失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤ ご利用者、ご家族から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑥ 事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい。）

（１）ご利用者、ご家族からの退所の申し出

ご利用の有効期間でも、ご利用者、ご家族から当施設からの退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の７日前までに退所の意思をご報告ください。

ただし、以下の場合には、即時にご利用を中止、施設を退所することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② ご利用者が入院された場合
- ③ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本ご利用に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本ご利用を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥ 他の利用者がご利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

（２）事業者からの申し出により退所していただく場合

以下の事項に該当する場合には、当施設からの退所していただくことがあります。

- ① ご利用者、ご家族が、ご利用同意時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本ご利用を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご利用者による、サービス利用料金の支払いが３か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、ご利用を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ ご利用者が連続して３か月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- ⑤ ご利用者が介護老人保健施設に入居した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

→ * 利用者が病院等に入院された場合の対応について

当施設に入居中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

① 検査入院等、短期入院の場合

１ヵ月につき６日以内（連続して７泊、複数の月にまたがる場合は最高１２日）の短期入院の場合は、退院後再び施設に入居することができます。但し、入院期間中であっても、所定の利用料金をご負担いただきます。

②上記期間を超える入院の場合

上記短期入院の期間を超える入院については、3ヶ月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入居することができます。但し、入院時に予定された退院日より早く退院した場合等、退院時にホームの受入準備が整っていない時には、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。なお、短期入院の期間内は、上記利用料金をご負担いただきます。

ただし、入院期間中も居住費は徴収させていただきます。

③3ヶ月以内の退院が見込まれない場合

3ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、ご利用を終了いたします。但し、状態が安定し施設入所が可能な場合には、優先的に入所できるように配慮いたします。

<入院期間中の利用料金>

上記、入院期間中の利用料金については、介護保険から給付される費用の一部をご負担いただくものです。

なお、ご利用者が利用していたベッドを短期入所生活介護に活用することに同意いただく場合には、所定の利用料金をご負担いただく必要はありません。

(3) 円滑な退所のための援助

ご利用者が当施設を退所する場合には、ご利用者の希望により、事業者はご利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご利用者・ご家族に対して速やかに行います。

- 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

※ご利用者が退所後、在宅に戻られる場合には、その際の相談援助にかかる費用として460円（介護保険から給付される費用の一部）をご負担いただきます。

7. 残置物引取人

ご利用者が退所された後、当施設に残されたご利用者の所持品(残置物)をご利用者自身が引き取れない場合は、身元引受人を「残置物引取人」と定め、当施設は、「残置物引取人」に連絡のうえ、残置物を引き取っていただきます。

また、引渡しにかかる費用については、ご利用者又は残置物引取人にご負担いただきます。ただし、遺留金品については、法定相続人が代表で受け取っていただきます。

8. 苦情・相談の受付について

(1) 当施設における苦情・相談の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情・相談受付窓口（担当者）

[職名]	生活相談員	たむこう	しんいち	・	ふるおか	みわこ
		川畑	あさ子	・	しおかわ	こうた

○受付時間 毎週月曜日～金曜日
8：30～17：30

○第三者委員 (1) 竹之下 やす子 [0995-56-2459]
(2) 松崎 千代子 [0995-56-2854]
(3) 東村 悦子 [0995-56-1917]

また、苦情・相談受付ボックスを玄関に設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

霧島市役所 長寿介護課 介護給付グループ	所在地 鹿児島県霧島市国分中央三丁目 45 番 1 号 電話番号・0995-45-5111 F A X・0995-47-2522 受付時間 8：15～17：00
国民健康保険団体連合会	所在地 鹿児島市鴨池新町 7 番 4 号(県市町村自治会館内) 電話番号・099-206-1084 F A X・099-206-1069 受付時間 8：30～17：00
鹿児島県社会福祉協議会	所在地 鹿児島市鴨池新町 1 番 7 号(県社会福祉センター内) 電話番号・099-257-3855 F A X・099-251-6779 受付時間 8：30～17：00
鹿児島県くらし保健福祉部 高齢者生き生き推進課	所在地 鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号 電話番号・099-286-2696 F A X・099-286-5554 受付時間 8：30～17：15

※現在お住まいの各市町村の介護保険担当係でも苦情相談は受け付けております。

(別紙一覧表を参照)

①その他の相談

★成年後見制度については、(判断力が不十分な方々を、法律の面や生活の面で、保護し、支援する制度です。) 次の機関においてご相談ができます。

成年後見センター リーガルサポート鹿児島	所在地 鹿児島市鴨池新町 1-3-3F 電話番号・099-251-5822
権利擁護センター ぱあとなあ鹿児島	所在地 鹿児島市鴨池新町 1-7 (県社会福祉センター5F) 電話番号・099-213-4055

★ 福祉サービス利用支援事業については、(高齢者や障害者で判断能力に不安があるために福祉サービスの利用のしかたや預貯金のお出し入れなどにお困りの方や色々な手

続きを適切に行えない方を支援する事業です。) 次の機関においてご相談ができます。

鹿児島県社会福祉協議会	所在地 鹿児島市鴨池新町 1-7(県社会福祉センター内) 電話番号・099-257-3875
-------------	---

又は、現在お住まいの社会福祉協議会でもご相談を受け付けております。

9. 個人情報の利用について

当施設における個人情報の利用目的により、ご利用者及びご家族等の個人情報を利用することができるものとします。

10. 虐待防止について

当施設は、入所者の人権擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者：施設長 東田 悟

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 従業者が支援にあたっての悩みや苦悩を相談できる体制を整えるほか、従業者が入所者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

(4) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

(5) 虐待防止のための指針を整備しています。

(6) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

(7) サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、市町村等に通報します。

令和 年 月 日

指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム牧之原むつみ園

説明者職名

氏名

印

同 意 書

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護福祉施設サービスの提供開始及び個人情報の利用・提供について同意しました。

令和 年 月 日

利用者住所

氏名

印

家族住所

氏名

印

※この重要事項説明書は、厚生省令第39号（平成11年3月31日）第4条の規定に基づき、入所申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

＜重要事項説明書付属文書＞

1. 施設の概要

(1) 建物の構造 鉄筋コンクリート造 (3階建)

(2) 建物の延べ床面積 5,736.23㎡

(3) 併設事業

当施設では、次の事業を併設して実施しています。

[短期入所生活介護]平成21年12月1日指定 鹿児島県 4676200043号 定員10名

[通所介護] 平成12年3月9日指定 鹿児島県 4676200076号 定員30名

[居宅介護支援事業]平成11年10月18日指定 鹿児島県 4676200019号

[介護予防短期入所生活介護] 平成18年4月1日 鹿児島県 4676200043号

(4) 施設の周辺環境＊

自然に囲まれた静かな環境に、暖かな日差しが差し込む明るい施設です。

2. 職員の配置状況

＜配置職員の職種＞

介護職員…ご利用者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

3名の利用者に対して1名以上の介護職員を配置しています。

生活相談員…ご利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

1名以上の生活指導員を配置しています。

看護職員… 主にご利用者の健康管理や療養上の世話を行います。日常生活上の介護、介助等も行います。

3名以上の看護職員を配置しています。

機能訓練指導員…ご利用者の機能訓練を担当します。

1名以上の機能訓練指導員を配置しています。

介護支援専門員…ご利用者に係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。

生活相談員が兼ねる場合もあります。

1名以上の介護支援専門員を配置しています。

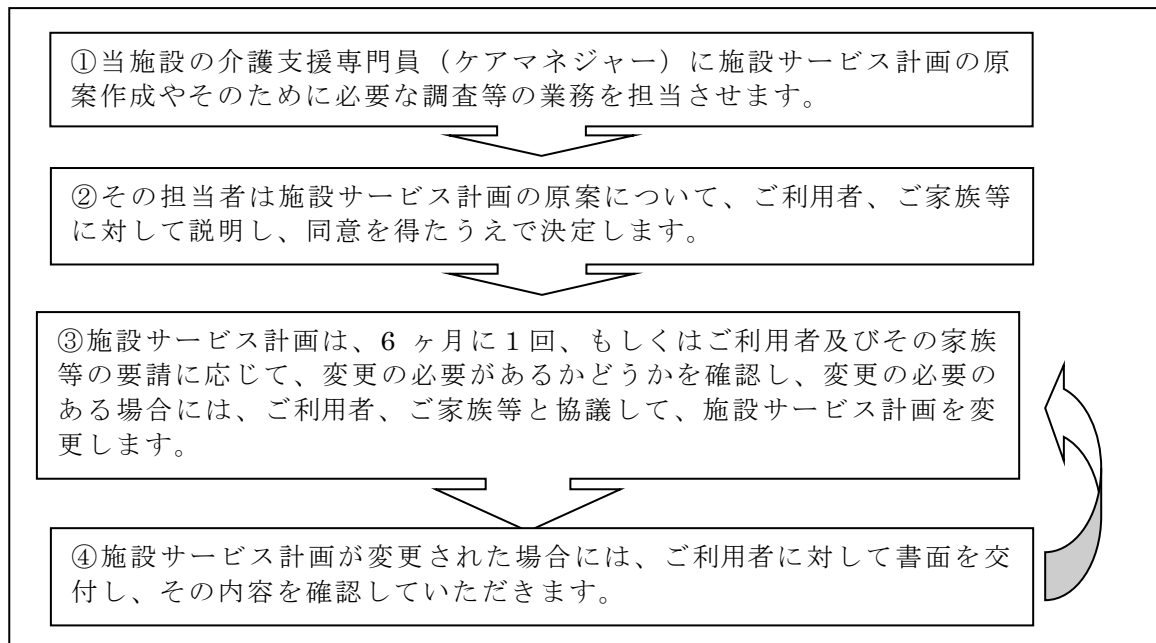
医師… ご利用者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。

1名以上の医師を配置しています。

3. ご利用同意からサービス提供までの流れ

ご利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入居後作成する「施設サービス計画（ケアプラン）」に定めます。

「施設サービス計画（ケアプラン）」の作成及びその変更は次の通り行います。



4. サービス提供における事業者の義務

当施設は、ご利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご利用者から聴取、確認します。
- ③ご利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の 30 日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- ④ご利用者に提供したサービスについて記録を作成し、5 年間保管するとともに、ご利用者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、介護及び看護の記録の開示をいたします。
- ⑤ご利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご利用者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご利用者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）
ただし、ご利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご利用者の心身等の情報を提供します。
また、ご利用者の円滑な退所のための援助を行う際にも必要がある場合には、ご利用者の心身等の情報を提供します。

5. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入居されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限

入居にあたり、以下のもの以外は原則として持ち込むことができません。

日常生活用品・衣類・履物・介護用品・家具・テレビ・ラジオ

※持ち込まれるものについては他の利用者の迷惑にかからない物や施設運営に支障をきたす物については持ち込みをお断りいたします。

(2) 面会

面会時間 8:30～20:00 (来訪者は、必ずその都度職員に届け出てください。)

※食べ物を持ち込まれる場合は必ず職員にご報告ください。

※感染症(インフルエンザ・ノロウイルス等)に罹患されていたり泥酔状態の場合等ご利用者に迷惑のかかる場合はご面会をお断りいたします。

(3) 外出・外泊

外出、外泊をされる場合は、事前にお申し出下さい。

外泊については、1ヵ月につき6日以内(連続して7泊、複数の月にまたがる場合は最高12日)の外泊期間中、1日につき246円(2割負担の方は492円。3割負担の方は738円。)(介護保険から給付される費用の一部)をご負担いただきます。外泊が長期にわたる場合は、ご利用終了の相談をする場合があります。

※外出・外泊・入院を要する場合も居住費は徴収いたします。

(4) 食事

食事が不要な場合は、前日までにお申し出下さい。前日までに申し出があった場合には、重要事項説明書 5(1)に定める「食事に係る自己負担額」は減免されます。

(5) 施設・設備の使用上の注意

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご利用者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○ご利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご利用者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○当施設の職員や他の入居者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

（６）喫煙

施設外の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

（たばこ、ライターは、施設で管理いたします。）

6. 損害賠償について

当施設において、事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

（１）損害賠償がなされない場合

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- 一 ご利用者、ご家族が利用同意時に利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合
- 二 ご利用者、ご家族が、利用者へのサービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合
- 三 利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもっぱら起因して損害が発生した場合
- 四 ご利用者、ご家族が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもっぱら起因して損害が発生した場合

（２）事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能

事業者は、ご利用の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、利用者に対して既に実施したサービスを除いて、ご利用者、ご家族に対して所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。